

航空法

・案内情報

手 続 名：外国航空機の国内使用許可

手 続 根 拠：航空法第127条
航空法施行規則第231条

手 続 対 象 者：外国籍航空機により国内使用を行おうとする者

提 出 時 期：使用開始予定期日の3日前までに提出

提 出 方 法：航空法施行規則第231条各号に掲げる事項を記載した申請書を作成し、国土交通省航空局監理部国際航空課（同一飛行場において離陸し、及び着陸する航空機に係るものは地方航空局）へ提出してください。

手 数 料：なし

添付書類・部数：なし

申請書様式：特になし

記載要領・記載例：提出先となる国土交通省航空局監理部国際航空課又は地方航空局にお問い合わせ下さい。

・窓口情報

提 出 先：国土交通省航空局監理部国際航空課 03-5253-8111(内線48415)

受付時間：提出先にお問い合わせ下さい。

相談窓口：国土交通省航空局監理部国際航空課

国土交通省東京航空局総務部地域航空整備課 03-5275-9292(内線7202)

国土交通省大阪航空局総務部地域航空整備課 06-6949-6211(内線5036)

・手続情報

審 査 基 準：航空局所管の許認可等に係る審査基準及び標準処理期間（平成6年空総第177号）

不服申立方法：（行政不服審査法の規定による）